

不当表示は絶対にダメ！

修復歴や販売価格に関する不当表示が増えています

次のような表示(行為)は、**景品表示法**や**自動車公正競争規約**に違反します。
皆様方におかれましては、自動車業界に対するユーザーの信頼確保のため、以下を参考に、適正な表示を行っていただきますよう、お願いいたします。

【不当表示1】 「修復歴」に関する不当表示

◆AA会場において「R(RA)点」で仕入れた車両を「修復歴無(修無)」と表示



不当表示を未然に防止するために



「R(RA)点」の車両は、「修復歴有(修有)」と表示して販売することが必要です

- ⇒AA会場において、修復歴があると判断された車両(R(RA)点の車両)は、小売りの際、「修復歴がある」旨を表示・説明して販売することが必要です
- ⇒上記車両は、骨格に何らかの修復等がなされた痕跡があると判断されたものであるため、不当表示及びトラブル未然防止の観点から、日査協の発行する車両状態証明等、「修復歴無」と判断するに足る客観的な根拠がない限り、「修復歴有」として表示・販売することが必要です
- ⇒販売後のトラブルを防止するため、展示車には修復歴の部位・状態を記した書面を表示するとともに、商談の際にはその書面を用いて内容を説明、契約の際にはその書面を購入者に交付し、併せて、控えを保管しておきましょう

- ◆修復歴がある車両について『修復歴なし』と表示することは、**不当表示(優良誤認・不当顧客誘引)**に該当します。
- ◆商談時に「修復歴がある」旨を説明した場合であっても、**不当表示であることに変わりありません**。広告、展示、商談、全てにおいて「修復歴がある」旨を表示しましょう。

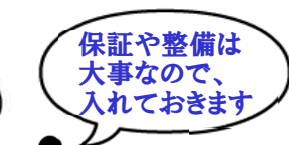
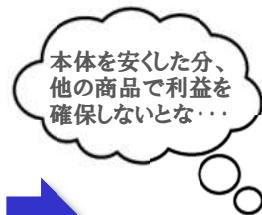
【不当表示2】

「販売価格」に関する不当表示

◆本体価格を安価に設定、有料の保証や整備、オプションの購入を強制

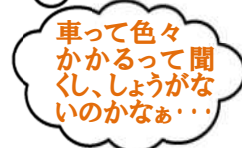
<広告・プライスボード>

車両価格 49.8 万円
保証無・整備無



<商談時>

総額
100 万



不当表示を未然に防止するために



- 保証や整備、バイザーやコーティング等の有料オプションの購入を強制する、強引に勧める、購入者に説明もせず注文書に計上するなどの行為は絶対に行わないこと
- 次の留意点を参考に、適切な価格表示を行ってください

<販売価格を表示する際の留意点>

- ① **車両価格** = 車両本体の価格に、**車両と一体で販売を申し出る商品や役務の費用**※を含めた価格
(現金価格)

※例えば次のようなものがあります

- 整備や保証を付けて販売する場合の、その費用
- バイザーやコーティング等（有料オプション）を付けて販売する場合や、オイル交換やバッテリー交換等の軽整備を行って販売する場合の、その費用

- ② **その他の費用** = 購入時に最低限必要な「保険料」、「税金」、「登録等に伴う費用」

⇒ これ以外に必要な費用は、車両価格（現金価格）に含めて表示します

「保険料」…自賠責保険料（未経過相当額含む）

「税金」…自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割（未経過相当額含む）、

車庫証明・検査登録等の法定費用、リサイクル預託金相当額（車両価格に含まない場合）

「登録等に伴う費用」…検査・登録代行手続や車庫証明手続の代行費用（購入者の依頼を受けた場合）

■ 本資料についてのお問い合わせはこちら ■



一般社団法人自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30

TEL:03-5511-2111 FAX:03-5511-2112 E-MAIL:info@aftc.or.jp